

# 天皇皇后両陛下下行幸啓

## 越中島小学校で授業をご視察 児童らとご交流に



△児童に活動の様子をお尋ねに



△児童からアカツメクサの花束をお受けになる天皇皇后両陛下



△ピオトープの説明をお受けになる両陛下

東京都議会議員選挙「キミと、投票する選挙」

6月23日(日)  
 投票時間 午前7時～午後8時



△天皇陛下から児童に「俳句を作るのは楽しいですか」



△皇后陛下から児童に「どんな俳句をつかったのですか」  
 両陛下に声をかけていただいた6年生の児童は、「これからも季節感あふれる俳句をつくっていききたいです!」と、創作意欲をさらに高めていました。



△6年生の俳句の授業をご覧になる天皇皇后両陛下

5月23日午後、両陛下は越中島小学校に到着され、校長から本区の「こうとう学びスタンダード」の取り組みや、学校の教育概要などをご聴取されました。その後、本区の教育の特色であり越中島小学校が学校をあげて取り組んでいる俳句の授業と、学校のピオトープを活用した授業をご覧になりました。

両陛下は、児童が作った俳句を一つ一つご覧になり、「これからもよい俳句を作ってくださいね」と温かい励ましのお言葉をかけられました。また、ピオトープでは、児童がつかまえたヒキガエルを観察されたり、プレゼントされたアカツメクサの花束に喜ばれたりするなど、児童らと笑顔で交流されました。



△ご到着になられた天皇皇后両陛下

今号の  
 主な内容

[2面] 国民健康保険料納入通知書を6/17(月)発送、介護保険料額決定 通知書を6/12(水)発送 [3面] 児童手当・児童育成手当現況届は6/28(金)まで [7面] 下町4区合同職員採用説明会(Ⅲ類・経験者)

UD  
 FONT



# 第1回区議会臨時会が開催される 新正・副議長等を選出

去る5月24日に第1回区議会臨時会が開かれ、正副議長選挙、常任・議会運営・特別委員会委員の選任、監査委員(議員選出)の選任同意などが行われました。結果は次のとおりです。  
委員構成など詳細については、6月下旬発行予定の区議会だよりをご覧ください。また、議員提出による「江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を全会一致で可決しました。



▲星野 博議長



▲佐竹としこ副議長

**議長** 星野 博(自民) 65歳  
平成7年から、区議当選5回  
清掃港湾・臨海部対策特別委員長、議会運営委員長、議員選出監査委員等を歴任。議長は2回目。

**副議長** 佐竹としこ(公明) 59歳  
平成15年から、区議当選3回  
文教委員長、防災・まちづくり対策特別委員長、議員選出監査委員等を歴任。

## 平成25年度 国民健康保険料が決定 保険料をお知らせする納入通知書を送付

6/17(月)送 6/17(月)送

国民健康保険に加入している世帯に、保険料の年額をお知らせする納入通知書などを6月17日(月)に世帯主あてに発送します。

なお、保険料決定前に国保の資格がなくなつた方でも、4月30日、または5月31日まで国保に加入していた場合は、当該月分の保険料を通知します。

**保険料の納付方法と送付書類**  
「普通徴収(納付書・口座振替)による納付の方」

※敬称略、委員長は◎  
副委員長は○

### 特別委員会

◆清掃港湾・臨海部対策特別委員会(11人)

◎榎本 雄一(自民)

◎秋田 茂夫(公明)

◆防災対策特別委員会(10人)

◎石川 邦夫(公明)

◎庄野 剛志(自民)

◆まちづくり・南北交通対策特別委員会(10人)

◎伊藤 嘉浩(みんな)

◎福馬 恵美子(民主)

◆医療・介護保険制度特別委員会(10人)

◎米沢 和裕(自民)

◎赤羽目 民雄(共産)

### 議員選出監査委員

小嶋 和芳(公明)

山本 香代子(自民)

### 区議会事務局調査係

☎(3647)3548

# 介護保険料が決定 65歳以上の方に通知書を送付

6/12(水)送 6/12(水)送

平成25年度の年間保険料額が、6月に確定した住民税の合計所得金額に基づき決定しました。6月12日(水)に介護保険料額決定通知書を65歳以上の方全員に送付します。詳細は同封される介護保険だよりをご覧ください。

### 保険料の納付方法

特別徴収と普通徴収の二つの方法があります。

#### ①特別徴収

老齢・退職年金、障害年金および遺族年金を年額18万円以上受給している方は、保険料を年

金からの差し引きで納めていただきます。ただし、65歳になられたばかりの方、他の区市町村から江東区へ転入された方等は、しばらくの間、普通徴収で納めていただきます。

※特別徴収対象者は、ご本人の希望による納付方法の変更はできません。

#### ②普通徴収

特別徴収対象者以外の方は、納付書や口座振替による納付となります。前分として6月、10月分の納付書をお送りします。各月の末日(末日が金融機関等の休業日の場合は翌営業

## 6月は環境月間 小学生と一緒にCO2削減の取り組みを!

区では環境月間の6月に、区立全小学校5・6年生が環境に配慮した行動を各家庭で取り組んでチェックシートに記録し、環境意識の定着を図る「カーボンマイナスこどもアクション」を実施しています。児童の参加率や1人当たりのCO2削減量をもとに、取り組み結果の優秀な小学校には、今年度も表彰式・講演会を実施する予定です。昨年は1か月で約148トンのCO2を削減してみませんか?

CO2を減らすことができます。このチェックシートはホームページからもダウンロードできますので、あなたも今月CO2を削減してみませんか?

☎(3647)6124

## 避難場所等を見直し 新砂3・塩浜1・越中島3を 地区内残留地区に追加

東京都により避難場所等の一部が見直され、6月1日(土)から新砂3丁目、塩浜1丁目、越中島3丁目が「地区内残留地区」に追加されました。この機会に、該当地域の方も含め皆

所に避難する必要があると東京都が指定した地区。

### 区 防災課防災計画係

☎(3647)9584

地区内残留地区  
新砂地区  
新砂1~3  
塩浜1・2、潮見1・2、越中島3  
辰巳・潮見地区  
枝川1~3、越中島3

| 地区内残留地区 | 地区割当(丁目)         |
|---------|------------------|
| 新砂地区    | 新砂1~3            |
| 辰巳・潮見地区 | 枝川1・2、潮見1・2、越中島3 |



# 児童手当・児童育成手当

## 現況届は6/28(金)までに提出を

6月1日に児童手当・児童育成手当を受けている方に現況届の用紙をお送りしました。提出がない場合、手当の受給資格があっても手当を受給できなくなりますので、期限までに必ずご提出ください。

審査の結果、引き続き受給資格が継続となる方には10月以降に支払通知書を、受給資格が消滅となる方には8月以降に支給

事由消滅通知書を送付します。  
 [提出期限] 6月28日(金) 必着  
 [提出書類] 児童手当・特例給付現況届、児童育成手当現況届(記入漏れ・必要書類の添付漏れにご注意ください)  
 [提出方法] 現況届の用紙に必要事項を記入し、〒135-8383区役所子育て支援課給付係へ郵送または窓口で

## ひとり親家庭のお母さん、お父さんへの支援

### 就労支援のための各種給付金を支給

自立が困難なひとり親家庭の父母の支援として、就労支援に関する給付金をはじめさまざまな事業を行っています。

**給付金の支給**

経済的自立を目指し修業するひとり親家庭の父母を支援するため、「高等技能訓練促進費」と「自立支援教育訓練給付金」の2種類の給付金事業を行っています。給付金を受けるためには、福祉事務所に事前に相談することが必要です。

格取得を目指すひとり親家庭の父母に対し、養成機関での修業期間中の生活費の負担を軽減する目的で給付金を支給します。  
 ※父親は平成25年度入学生のみが対象となります。  
 [看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、理・美容師等の資格取得のため、2年以上養成機関で修業し、資格取得が見込まれる方。] [支給対象期間] 申請のあった月から修業期間の全期間のうち最大2年間を上限。  
 [支給額] 住民税非課税世帯の方は月額100,000円、それ以外の方は月額70,500円  
 [修了一時金] 高等技能訓練促進費の一時金として、住民税非課税世帯の方は50,000円、それ以外の方は25,000円を支給(養成訓練の修了日から

児童手当所得限度額表

| 扶養親族等の数 | 本人限度額 |
|---------|-------|
| 0人      | 622万円 |
| 1人      | 660万円 |
| 2人      | 698万円 |
| 3人      | 736万円 |
| 4人      | 774万円 |
| 5人      | 812万円 |

※所得限度額以上の場合は支給月額が児童1人5,000円となります。

児童育成手当所得限度額表

| 扶養親族等の数 | 本人限度額   |
|---------|---------|
| 0人      | 360万4千円 |
| 1人      | 398万4千円 |
| 2人      | 436万4千円 |
| 3人      | 474万4千円 |
| 4人      | 512万4千円 |
| 5人      | 550万4千円 |

※所得限度額以上の場合は支給資格が消滅となります。

## 4区(江東・品川・港・目黒)合同

### ものづくり商談会

8/27(火)

中小企業の新たな外注先・ビジネスパートナー探しに企業間のネットワーク構築、企業活力を増進するため、中小製造業事業者を対象とした商談会を開催します。品川区を会場に、江東区・港区・目黒区の4区合同で行う商談会は23区では初めての試みです。

事前に受注・発注の両企業に、それぞれ得意分野や希望品目(査)や、DV(配偶者暴力)からの避難等、緊急に保護を必要とする母子または女性が利用する緊急一時保護施設の入所相談も行っています。一人で悩まずお気軽にご相談ください。

**母子福祉資金の貸付**

母子家庭の母親等を対象に、経済的に自立して安定した生活を送るために必要とする資金をお貸しします(要審査)。

[資金の種類] 修学資金、転宅資金、生活資金など12種類の資金があり、貸付限度額・据置期間・償還期限が資金により異なります。詳細は母子自立支援員にお問い合わせください。

[人] 都内に6か月以上お住まいの母子家庭の母親等で、20歳未満のお子さんを扶養している方

[区] 深川地区の方(保護第一課) 母子自立支援員  
 ☎(3645)3106

[城東地区の方(保護第二課) 母子自立支援員  
 ☎(3637)2707



## ケアマネジャー実務研修 受講試験 申込期限7月10日(水)



介護支援専門員(ケアマネジャー)実務研修受講試験の受験要項(願書)を配布します。受験要項は、高齢者支援課(区役所3階9番)等で配布しています。

[試験日] 10月13日(日)  
 [受験資格] ①②の保健・医療・福祉分野で合計5年以上かつ900日以上の実務経験がある方

① 国家資格等に基づく業務従事者(医師、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士等)  
 ② 施設等において必要とされている相談援助業務の従事者等  
 ③ 介護等の業務に従事する職員で、社会福祉主事任用資格取得者・介護職員初任者研修修了者等

※介護等の業務に従事する職員で、資格のない場合は、10年以上かつ1,800日以上の実務経験がある方

※詳細は受験要項をご覧ください。

[受験要項配布場所] 高齢者支援課(区役所3階9番)、介護保険課(区役所3階4番)、長寿サポートセンター等、保健所、

## 中小企業団体登録 6/28(金)まで

### 登録済み団体も更新手続きを忘れずに

区では、地域産業の振興と発展に資することを目的として、江東区の中小企業団体の登録を行い、事業支援情報の提供や産業会館および商工情報センター利用の優遇措置を行っています。現在、登録済み団体の更新書類の受付中です。

変更事項のない場合も更新手続きが必要になりますので、改めて書類の提出をお願いします。新規に登録を希望される団体は、お問合わせください。

[締] 6月28日(金)  
 [区] 経済課産業振興係  
 ☎(3647)2332

5時 品川区立総合区民会館きゅりあん7階(品川区東大井5-18-1) [人] 江東・品川・港・目黒区内の中小製造業事業者 [費] 無料 [締] 6月21日(金)  
 [申] 区ホームページにある専用  
 [e] 0602020@city.koto.lg.jp  
 ☎(3647)2332

フォームに必要事項を記入し、メールで経済課産業振興係へ  
 ☎(3647)2332  
 ※インターネット環境が利用できない方はご相談ください。

凡例 時日時 場所 集集合 対象・定員 費用 内容 師講師 保一時保育 締締切日 申申込 問問合先 HPホームページ Eメール